平成21年塩尻市議会12月定例会福祉教育委員会会議録

日 時 平成21年12月15日(火) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審查事項

議案第 8号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第13号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 歳出2款総務費1項総務管理費16目市 民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事 務費を除く)、5款労働費1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

議案第15号 平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

出席委員

君	新吾	石井	副委員長	君	明子	鈴木	委員長
君	勝寿	金子	委員	君	政治	塩原	委員
君	努	中村	委員	君	充茂	青柳	委員
君	公由	永田	委員	君	茂実	太田	委員

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

庶務係長 小澤 真由美 君

午前9時59分 開会

委員長 皆様おはようございます。時間には少し早いですが皆さんおそろいのようですので、ただいまから 福祉教育委員会を開催してまいります。よろしくお願いいたします。それでは最初に理事者から何かごあいさ つがあればお願いいたします。

理事者あいさつ

収入役 おはようございます。きのうまでの本会議に続きまして、今日は福祉教育委員会を開催いただきました。大変御苦労さまです。上程しました案件は補正予算が中心でありますが、担当する課長が詳細説明を申し上

げますので十分御審議をいただきまして、原案をお認めいただきますようにお願い申し上げまして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 それでは審査に入って行きたいと思います。その前にきょうの日程を少し副委員長からお願いいたします。

副委員長 おはようございます。今日は御苦労さまでございます。午前中、おそらく午前中でいいかと思いますけれども審査をしていただきます。午後ですけれども波田の温心寮のほうへ1時半にここを出発して視察を予定しております。それから夕方ですけれども恒例の懇親会ですけれども午後5時45分からあさひ館のほうで行いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議案第8号 人権擁護委員の候補者の推薦について

委員長 それでは、改めまして審査に入ります。議案第8号の人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題 といたします。室長お願いします。

人権推進室長 それでは議案関係資料の17ページをごらんいただきたいと思います。議案第8号人権擁護委員の候補者の推薦について。提案理由でございます。人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

2番概要につきましては、委員10人のうち、赤津政義氏及び小松望氏の2人が平成22年3月31日に任期満了となることに伴いまして、次の両氏を適任者と認め、推薦しようとするものでございます。荻村昭夫氏、吉田一区でございます。それから小林夕香氏、広丘郷原でございます。お二人とも新任でございます。任期のほうにつきましては平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間になります。略歴書につきましては、別紙18、19ページに記載のとおりでございますので、よろしく御審議をお願いいたします。以上です。

委員長 委員の皆様から御質問ありますか。

中村努委員 人選については特にありませんけれども、平成21年度の活動実績を教えてください。

人権推進室長 活動実績につきましては、まず人権擁護委員さんの啓発活動、委員の日というのがありまして、6月1日が委員の日になりますけれども、この時に街頭の啓発を行っております。それから人権週間が12月4日から始まっておりますが、この日に広丘駅の前で街頭啓発を行っております。あと玄蕃祭りの時に街頭啓発をしたりしております。

それから次に人権相談でございますけれども、人権相談は、まだ2月まであるわけでございますけれども、年間11回行います。直接相談が8回、子供の人権相談が1回、女性のための人権相談が2回というようなことで相談を行っております。あとは、県の総会とか、松本のほうの人権擁護協議会の総会とか研修会等への参加になっております。以上です。

中村努委員 人権相談のどのような内容が多いのかということと、委員の報酬については年間で決まっているのか、何か実績に基づいて出すのか、その辺について。

人権推進室長 相談の件数でございますけれども、人権擁護委員さんの関係する相談件数でございますけれ ども、平成20年1月から12月までの件数ですけれども60件ございます。その前の年が79件ですので1 9件減になっておりますが、細かい相談内容というのは公表されておりませんけれども、近隣の問題だとか家庭問題が主ということになっております。それから委員の報酬ですけれども、こちらのほうにつきましてはゼロでございます。ただし、予算の範囲内で活動に要した費用を弁償するとことで、市のほうではなくて松本擁護委員協議会のほうで弁償するようになっております。以上です。

委員長 ほかに御質問ありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 御意見ありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、ここに示されました内容について、議会の意見を求めるということになっておりますので、 同意すべきものと決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 人権擁護委員の候補者の推薦については、同意すべきものと決しました。それでは次に進みます。

議案第13号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 歳出2款総務費1項総務管理費16目市 民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務 費を除く) 5款労働費1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

委員長 平成21年度塩尻市一般会計補正予算にかかわりまして歳出2款総務費1項総務管理費16目市 民交流センター費、3款民生費のうち1項社会福祉費9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く、 5款労働費1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費について審査を行います。それでは順を追ってお願いいたします。

総務課長 それでは議案の21、22ページをお願いいたします。2款総務費中1項総務管理費16目市民 交流センター費でございますが、22ページ市民交流センタークロスオーバー事業4万4,000円ですが、 嘱託員報酬で交通費の確定、それから社会保険料につきましては年金掛金導入に伴う補正でございます。よろ しくお願いいたします。

委員長 1つずつやっていきますか。時間があるので1項目ずつ忘れないうちにというか、1つずつ進めて 行きたいと思います。ただいま説明がありました。委員の皆さん、御質問ありませんか。

御意見ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは次に行きます。3款民生費について1項社会福祉費。

福祉課長 それでは恐れ入りますけれども、29、30ページをお願いしたいと思います。そこに3款民生費 1項社会福祉費2目障害福祉費の中の一番上でございますけれども、30ページの、障害者福祉事業において2,086万7,000円の補正をお願いするものです。真っ先にあります障害者自立支援対策特別対策事業補助金41万9,000円の増額は、特別対策事業のメニューが見直され新規事業に対応するための増額であり、旧法指定施設が新体制に移行した関係で補助金がつくものです。これは県から4分の3の補助となっております。

次の地域生活支援事業給付費ですが、障害者の日中活動の場を施設等において確保し、障害者の家族の就労者及び介護している家族の一般的な負担軽減を図る目的の日中一時支援でございます。それと屋外の移動が困難な障害者が通所、通学や短期入所時の送迎だとかヘルパー利用、社会参加のために外出することに対しましては移動支援事業というのがありますが、この事業のそれぞれの件数だとか需要人数がふえたことによりまして1,849万8,000円を増額するものです。

その下のタイムケア事業給付費ですけれども、これは在宅の障害者の介護者が一時的に介護できなくて、なんらかの用がある時に、事前に登録した隣人だとか知人または指定された団体等により介護が受けられるタイムケアジング、この利用者が増加に伴い195万円を増額するものです。

その下の障害者福祉施設費なのですけれども、これは知的障害者施設訓練等給付費ですけれども、これは1,208万5,000円の減額ですけれども、これは本市から20施設に79人が入所通所しているのですけれども、このうちの3施設、上松とアルプス学園、共立学舎となっているのですけれども、ここに10人の方が通っているのですけれども、この3施設が新体系に移行したことによりまして給付費を減額しまして、次の下にあります障害者扶助費にこの額を増額するというものです。

その下の障害者福祉扶助費の障害福祉サービス給付費ですけれども、これは平成21年7月からなのですけれども、利用者負担の軽減が図られたことがありました。あわせて先ほど説明をしました旧法施設を新体系に移行したこと。また、施設入所支援とか共同生活介護を初めとしました福祉サービスを利用する人達、方々の利用がふえたということになりまして9,567万9,000円を増額するものです。以上です。

長寿課長 3目老人福祉費の北小野老人福祉センター運営事業、高齢者等生活支援事業、高齢者生きがいづくり事業でございますが、保険料につきましては社会保険料率の改定に伴うもの。それから人件費につきましては4月の人事異動に伴うものの補正でございます。以上です。

福祉課長 まとめのほうですが、すべてここにあります嘱託員の社会保険料等につきましては、先ほども説明がありましたように、社会保険料等の改定によりまして上がったものでございますので、それぞれの御説明は省かせていただいてもよろしいですか。

委員長はい。

福祉課長 そういうことでお願いしたいと思います。それでは済みませんけれども、福祉医療費の中の福祉 医療事務諸経費なのですけれども、この関係につきましては福祉医療事務の増加に伴いまして、事業の適正化 のために臨時職員の雇用をしたものであります。 4月当初からだったのですけれども、一時的に人事課のほう で立て替えていただいたものを、ここで補正でやるというものです。

続きまして、全部それぞれのということですが、では済みません、担当とかわります。

長寿課長 30ページの一番下の白丸、社会福祉事業繰出金でございますけれども、介護保険事業特別会計への法定の利子による操出金でございまして、内容につきましては特別会計の御説明で申し上げます。

福祉課長 では、済みません、入れかわり立ちかわり。31、32ページをお願いしたいと思います。これまで、保育園の関係だとか、それぞれ嘱託員の報酬の減等があるのですけれども、少し下の段に行きまして、児童福祉費の中で児童手当扶助費というものがあります。137万円ですけれども、これは前年度の児童手当の支払った金額に確定しました国への返還金が137万円でございます。

その下の児童扶養手当扶助費1,117万7,000円ですけれども、これは離婚によりまして母子家庭の増加だとか収入の減額等によりまして、児童扶養手当の支給対象児童数が増加によりまして扶助費の増加。これまでは前年の所得金額によりまして、一部支給だとか全額支給するケースだとか、そういうものがあったのですけれども、昨年からの収入の減ということになりまして、その中で一部支給の中においてもそれぞれの増額だとか、離婚によりまして新規の受給者がふえたことによりまして、ここで1,117万7,000円の増額をお願いするものでございます。

その下の子育て応援特別手当給付事業 7 , 2 1 9万円ですけれども、国の方針によりまして執行停止となったものですから、関係全額を減額しています。

続きましてのページはすべて社会保険料等でございますので、35、36ページをお願いしたいと思います。 そこに中段に生活保護事務所経費29万8,000円がございます。この増額ですけれども、これは母子加算が12月から支給されることになったため、システムの変更だとかシステム保守費用、これが主なものでございます。

その下の生活保護扶助費でございますけれども、これは9 ,158万5,000円の補正をお願いしまして、総額で4億7,069万8,000円とするものです。この生活保護の扶助費については国が4分の3の負担をしております。11月の生活保護受給世帯なのですけれども208世帯306人と、前年の11月と比べますと受給者では41世帯77人ふえまして、伸び率では1.34倍となっております。また4月と比べますと22世帯34人ふえて1.3倍となっているものです。この関係がありまして今回補正をお願いするわけなのですけれども、9,100万円の主な内訳なのですけれども、受給人数の増加によりまして生活の扶助費というのがあります。一般の生活をするための扶助ですけれども、これがだいたい2,700万円。それから住宅費、住むおうち、賃貸住宅だとか市住等の家賃ですけれども、これが1,330万円。それから生活保護を受けている方なのですけれども、医療費というのも全額扶助費で出すものですから治療費補助ということになります。ですので、例えば緊急で心臓の手術をするのですけれども、そういう場合にはだいたい500万円から600万円の支出がある、ということがありましてこれまでの関係、それと今後の増額等を見まして医療費を4,900万ということでありまして、9,200万円のここで増額ということでお願いをするものでございます。以上でございます。

こども課長 資料を戻っていただいて申し訳ありませんが、33、34ページをお願いいたします。2目の 児童運営費中、右側のページ34ページの説明欄2つ目の丸に育児支援推進事業がございます。主なものは人 件費関係をお願いするものでございますけれども、中点の下から2つ、印刷製本費及び郵便料、こちらにつきましては長野子育て家庭優待パスポート事業、この実施に係る経費をお願いするものでございます。印刷製本費につきましてはパスポート、ポスター他。それから郵便料につきましては対象家庭へのパスポートの郵送料ということでございますのでよろしくお願いいたします。

委員長 それでは説明を受けましたので、委員の皆様より質問をお願いいたします。

太田茂実委員 36ページの生活保護扶助費の件ですが208世帯の306人ふえたということで、国の4分の3の補助があるようですが、この申請の事態に陥って、申請からいろいろな審査等をして手続きをしてそれから手当を支給に至った期間というのはどのくらいかかっているわけですか。

福祉課長 申請からおよそ 2週間で決定ということになります。

太田茂実委員 国へ申請して、国から下がってくるわけですね。その期間も含めてその2週間でいいのですか。

福祉課長 済みません、生活の資金というものはここで一たん、国へ措置ということであげるのですけれども、金額とまた人を措置することというのは別に考えていただきたいと思います。金額は金額で一たん年度末だとかに清算をさせていただく。ですが人を保護する場合にはどうしても緊急性があるものですから、2週間以内に、それぞれの状況だとか資産状況を調べる。またどうしても2週間では済まない、例えば御家族が遠方にいるとか、そういう時があるのですけれどもそういう時には理由を63条で、例えば資産が見つかった場合には返してもらうとか、それぞれの条件を付けた中で、すばやく2週間以内で結論をつけるというのが原則でございます。

委員長 よろしいですか。ほかに。

副委員長 今のに関連して。扶助費を認定された方が306人ということですけれども、実際の申請に来られた総数はわかりますか。

福祉課長 昨年11月のはちょっと済みませんけれども、申請と言いますか、4月から11月まででよろしいですか。相談件数でいきますと、4月から11月まで146件あります。この中で申請された方が55件あります。そのうちの決定件数が45件というのが4月から11月までの件数です。

副委員長 申請された方全員がなっていないということなのですけれども、どういったような、要するに所得があるというようなことですか。

福祉課長 例えばやはり相談に見えると資産というものがあります。例えば資産と貯金が少しあるのですけれども申請に来たというような時には、やはり貯金というものはある程度使っていただくとか、保険に入っていた場合には保険を解約していただく中で使っていただく。そういうような話をしたりとか。例えば社協のくらしの資金を借りる中で一時的に生活すれば、自分は次になんらかの仕事があるからいいですよということもあります。そういうようなことからほかの資金を利用するだとか、また中には親族に相談なさらずに来たということがありまして、親族と相談したらそうは言ってもうちの親戚だから少し扶助してやるかとか、そういうようなことから、申請はしたのですけれども、決定までは至らなかったということがあります。

永田公由委員 関連して。その208世帯の中で新規が44件。あとはずっと何年、何十年と、生活保護で 生活している人もいるわけですか。

福祉課長 やはり、生活保護の中で現況は今208世帯ありますけれど、その中で高齢者世帯というのが62世帯で29.8%くらいあります。続きましては傷病者世帯というのが49世帯で24%くらい。それと障害者の世帯25世帯で12%というのがあります。だいたいお身体に、働くのは大変だとか障害があってなかなか働けないとか、そういうような方々はなかなか長くなってしまうというようなことがあります。この中でその他世帯というのがありますが、59世帯ほどあるのですけれども、この方々は一時的に仕事を失った方、そういうような方ですので、生活保護というのは資金を給付だけではなくて、一緒になって自立を考えていくという制度でもあります。ですので、その他世帯においては就労可能についてはどんどん支援をしていくのですけれども、やはり高齢者とか障害者、傷病者世帯というのは長引いてしまうというのはあります。

永田公由委員 その他世帯で、いわゆる30代とか40代とか、これから就労できる人達というのはどのくらいいるわけですか。

福祉課長 59世帯のうち、だいたい今、実際に就労しているのですけれども、なかなか金額が折り合わないとかいう世帯が13世帯あります。またこのほかにももう少し頑張ればいいのかなというのが6世帯くらいあります。ですので、その方々に、今どうしても職安に行ってもなかなか見つからないのですけれども、支援をする中でなるべく早く自立に向けて御援助していきたいというふうに考えております。

永田公由委員 それは定期的に面接をしたり、指導がされているわけですか。

福祉課長 それぞれのケースには当初、そのケースをどういうふうに自立を導いていくかというような検討会議をします。その中でABCとそれぞれの担当をつけまして、1カ月に一遍は行って一緒に指導するとか。そのようなケースごとに分けておりまして、1カ月に1度は必ず面接等をする中で自立に向けた支援をしていくということです。

中村努委員 扶助費の中で先ほど心臓の手術などで多額の医療費扶助が出ているというお話でしたが、この 9,100万円の中にもあるのですか。

福祉課長 今度の扶助費の中には4,900万円をお願いしているのですけれども、この中には実は1件心臓でバイパスの手術をやった方がおりまして、500万円ちょっと。その方も含まれています。

中村努委員 ニュースで生活保護世帯の医療関係の不正がありましたね。無駄な検査を繰り返してというような問題もあったのですが、その辺のチェックはきちんとできていますか。

福祉課長 その点は嘱託医を医師会の会長さんにお願いしているのですけれども、その中で月に1回来ていただきまして、レセプトだとか意見書それぞれ見ていただく中でチェックをしているというのが現状です。

永田公由委員 34ページの保育所運営費で、一般職の給料、手当が3,100万円減額補正になっているのですけれども、その主な理由は何ですか。

こども課長 それは保育士の配置に基づくものでございますけれども、こちらでは正規の職員の給与費をこちらのほうで見ております。正規のほうでは今年度にむけての退職はなかったのですけれども、配置が、例えば支援センターへ配置するとかいうふうなことで、いわゆる保育所の部分から離れた職員の分が減額になっているということです。

永田公由委員 人数的なものは。

こども課長 確認して。

委員長 ほかに。

中村努委員 収入役にお聞きしたいのですが、この財政運営の中で建設工事などの入札差金については凍結をしていますよね。こういった人件費関係については、これは予算書で見る限り新規事業と相殺されているような形に見えるのですが、人件費もこういった確定による差金に似たようなものの基本的な考え方というのはあるのですか。

収入役 まず事業費ですけれども、やはり基本は凍結です。しかし国庫補助等で継続した事業で来年度やるのを前倒しでできる範囲であれば、有効活用していくというのも1つの方法であります。人件費についてはもう減額になっているものはそれぞれ人件費は凍結と、これが基本です。以上です。

中村努委員 厳密に見るとこの財源の内訳の一般財源のところは、細かく分けると、もう少し細かく中では やっているということでいいわけですね。

収入役はい。

太田茂実委員 30ページの障害者の福祉扶助費、もう少し内容を詳しく説明をしていただきたいと思います。9,500万円の増額補正のところ。

福祉課長 今の、済みません、上から3つ目の扶助費のサービス利用料の内訳ということでよろしいですか。この中でサービス利用というのは結構細かく実は書かれていまして、生活介助、共同生活、施設入所等いろいるあって大変なのですけれども、例えば、就労移行支援だとか生活介護に関するものが3,700万円くらい。それと共同生活介護、これはケアホームなのですけれども1,000万円であります。それと先ほど少しお話ししました利用者の資産要件というのがあったのですけれども、これが撤廃されたことによりまして、給付費、これが施設入所支援の給付になるのですが、これがだいたい1,000万円くらいがふえまして、合わせてこの額ということになります。

太田茂実委員 これは増額補正だから元があるわけだよね。これだけ増額になったという理由を教えてもらいたい。

委員長 なぜ利用がふえたかということを聞きたいということだと思いますが。

福祉課長 詳しくは係長から。

障害福祉係長 まず給付費がふえた一番大きな理由は利用する支給決定者が、認定を取っている方が昨年の10月から今年の10月と比較をすると約26人ふえています。またサービスを利用している方が今年の10月時点で、延べで72人利用している方がふえているということで、全体的な利用者数も上乗せをされているというようなことで扶助費が伸びているということでございます。

太田茂実委員 そうすると、予算編成の時にはそういったものは全く予期せずに約1億円ちょっとの予算に対して、約1億円近いものが増額になっている。そのように急激にふえるということは、数字があり得るかどうかということだね。

委員長 少し関連して、要件が緩和されたというのは先ほど少し説明がありましたけれども、そういったようなことを含めて利用しやすい形になったとか、そういうような去年と比べて内容的にそういうようなことはあるのでしょうか。

福祉課長 先ほどの資産要件の関係ですけれども、これまで家族だとか申請者にある一定の預金だとか不動産があった場合には、不動産を有しないこととか、そういうようなことが要件にあったのですけれども、これが平成21年7月1日に撤廃されました。これによりまして、先ほどもありました施設の入所支援というのが1,000万円くらい増額になった。それによって多くの人が利用できることによって扶助費がふえたということがございます。それと、徐々にこのような体系と言いますかサービスが普及したと言いますか、知られるようになったことというのが、先ほどの当初より利用人数だとか時間がふえたということになります。

委員長 先ほど太田委員の質問の中にあった、予算を組む段階ではそこまでは予見できなかったということでしょうか。

福祉課長 誠に申し訳ございませんけれども、それほど実は新体系への移行の事業、それと利用者の増とい

うのを見込むことはできなかったというのが、その時の状況でした。

委員長 予想を上回って周知をされることによって、利用するべき人が利用できるようになったというふうに考えれば、ここはいいのかなと。

太田茂実委員 全体的に予算が厳しいけれど、しかし福祉だとか医療関係はやはりしっかりしなければならないと思うけれど、簡単に一般財源だけでも4,000万円もこういうところに出てくるということだと、かなり埋蔵金があるのではないかと思うじゃないですか。そういうふうに素人は取れてしまう。ほかの増額補正を見ても、ほとんどがそういうことで一般財源から出てきているわけだから。そういったことに対して別に扶助してはいけないとかそういう意味ではなくて、やはりきちんとした予算を計上していくべきだなと、私は感じるわけです。

福祉事業部長 障害者につきましては、今、自立支援法も見直しの時期にきておりましたり、自立支援法の前には支援期制度というのがありまして、くるくる制度が変わっておりまして、ここ2年間くらいで支援期制度の旧制度から自立支援法の新制度に施設が変わってきているという状況があります。それで先ほど1,200万円近くは減額しましたけれども、扶助費のほうに9,600万円の中にそれが入っているということやら、見ていますと、障害者の皆さんのサービスが、サービス基盤がまだ少ないのだと思います。それで例を取れば、中挟に1つサービス事業者がふえまして、とてもいいサービスをしてくださっているのですけれども、そうしますとそこの利用者がどっとふえて、扶助費が上がってしまう、上の事業もあがってしまうという状況がありますので、全般的には本当に障害者の皆さんのサービス基盤がまだまだ少ないという状況で、途中でそういう新たなサービス事業者が出たり、先ほど言いましたように利用者の皆さんの貯金が自立支援法の中で、貯金も含めて利用者の負担金を取るのはおかしいではないかという世論が上がってきますと、利用者の貯金はちゃんとそれぞれの皆さんのもので利用者負担からは省きましょうというふうに、途中で年度途中でそういう制度が変わってきたりしておりまして、本当に障害者の法律といいますか、制度が今、流動的なところですから、当初予算の時にはしっかりしているつもりですけれども、そういう途中の経過があるということで許していただきたいと思います。

中村努委員 32ページの子育て応援特別手当給付事業の減額ですが、わかってはいるのですけれども、まだ国では凍結された段階で、国の予算が減額が決まったわけではないのに、なぜ地方ではこの12月定例会で減額補正をしなくてはならないのか、理由を教えてください。

福祉課長 実は厚労省から国の方針によりまして、執行停止と通知がまいりました。それによってすべて今までにかかったものについては調整をして必要なものはあげると。今後これについては減額補正するようにということが通知であったものですから、ここで上げました。

中村努委員 そういう通知があって、私は、これは全額国費ですね、別に確定した段階で3月でも6月でもかまわないと思うのですが、それはだめなのですか。

福祉課長やはりここで総額を抑えるということから、ここで線を引かせていただきました。

中村努委員 総額を抑えるというのは、どういうことですか。

福祉課長 済みません、民生費と言いますか、この中でほかにも結構、先ほどもありました扶助費の関係の伸び等があるものですから、それらを考える中で、財源はほとんどが国なのですけれども、それをここで全体

のことを考慮してということです。

中村努委員 あまりなんというのですか、正論としての根拠がないような気がしますが。国のことをここで言ってもしかたがないのだけれども、まだ国のほうではできないかもしれないけれども、年度末の入学シーズンに向けて復活をしようという動きもある中で、早々に予算総額を抑えるために減額補正してしまうというのは、非常に残念だということだけ伝えておきます。

永田公由委員 いいですか、関連して。よそもそうかい。よそもみんなこの12月定例会で。

福祉課長はい。他の町村もすべてそうです。

委員長 ほかにはいかがですか。

こども課長 先ほどの34ページ中段の保育所運営費の人件費の関係でございますけれども、減額お願いする分につきましては職員5人分でございます。5人中2人が支援センターへ、それから残りが育休等になっています。

副委員長 補正予算と直接関係ないのですけれども、近隣のことで少しお伺いしたいのですけれども、13日にインフルエンザの集団接種を保育園児5歳未満ですか、5歳以下ですか、ありましたけれども、その接種状況がわかりましたら教えてもらえますか。こちらではわからないですか、担当課が違いますか。概要がわかったら少し。

福祉事業部長 済みません、聞いたところですけれども、とても先生方が協力的で、二千何百人近くのお子さんがいらしたところに、お父様もおいでになったり上のおにいちゃんも来たりして、すごい混雑していましたけれども順調に終わったということやら、また午後4時間際に今から行ってもいいかという電話があったりとか、健康づくり課は本当に大変な一日だったようですけれども、無事終わったようです。

副委員長 実施数はわからないですか。

福祉事業部長 済みません、あとで聞いて報告いたします。済みません、1,800人ということです。

収入役 医者が40人とか100人近い看護師とか。

福祉事業部長 次回は1月24日ということです。

委員長 ほかにいかがですか。

太田茂実委員 少しいいですか。保育所運営のことで、直接この予算に関係ないかもしれないけれど、園長さんというのはおおむね何カ年くらい保育所で勤められるのか。それからもう1つは、古い園舎で、例えば戸が動かないとか、あるいは雨どいが破れているとか、雨どいから雨水があふれているとか、そういったものは直接的には園長なり、園から申請があって対応しているのかどうか、その辺を。要するに修繕関係だね。この2点について少しお願いします。

こども課長 最初の園長の勤続年数ということですけれども、おおむね10年くらいになろうかと思います。 その時々の退職を迎えるまでの厚さによって若干前後が見られますけれども、50歳過ぎてからの園長という のが一般的でございます。

それから営繕の方法ですけれども、園内で対応できるもの、おじいさん先生もおりますので軽微なものは園内でも対応できます。ただ若干専門的な対応の必要なものというものは、教育総務課に集中管理室がございます。そちらのほうに申請をしていただいて、集中管理室のスタッフが営繕等を対応すると。これは材料費等が

必要な場合は購入して、直していただく。さらに対応が困難な場合、いわゆる専門の業者でなければならない ものについては第一補正というふうな対応です。

太田茂実委員 別に園長として何年とかそういう意味ではなくて、要するに同じ保育所で何年くらいで異動しているのかなということです。ということは、いろいろな行事を見せてもらうと、いろいろなアイディアを凝らしてやっていただいているのですよね。しかし同じ園長が同じ所に何年もおられると、そういったアイディアというのが生きてこなくなる。要するにほかにも生かしてほしいなという、私ども素人なりにそう思うのですよ。それと同時に場所によっていろいろな子供がおられると思うのですけれども、そういったものに対して経験とか、そういったものがものを言うと思うのですけれども、そういった面でおおむね何年くらい同じ園に勤められておられるのかなということを聞いたのです。

こども課長 私どもとしてはおおむね3年を1つの目安にはしております。ただ、御存じのことかと思いますけれども、他との関係でどうしても次の所へ移っていただく、しかも1年とかいう場合もまれには生じてしまいます。今は御指摘の保育園の運営も含めて、そういう部分からも3、4年はぜひそこでやらせたいなとは思っています。

太田茂美委員 そういうことで、いろいろなアイディアあるいは内容について頑張っていただいていることはよくわかりますので、しかし同じ場所に何年もおられると、やはりマンネリ化されるというふうに考えますので、そのような点を配慮していただきたいと。それから補修関係ですけれど、今、課長はそう言われたけれども、中にはなかなか遠慮していて修理も依頼できないというケースが過去にあったものだから、そういったものは早急に対応、緊急性のあるものは早急に対応してもらわないと。もちろん予算の問題もあるけれども、しかし予算がかからずにできる、経費がかからずにできる補修というものはあると思うのですよね。そういったものをぜひ取り上げていただいて、早急に手当てをしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

永田公由委員 関連して、去年だと思うのだけど、各保育園に対していわゆる経費節減というようなことで燃料もうんと節減しなさいというような通達が出て、保育士さん達が防寒着を着込んで職務をしていたというような話を聞いて、なにしろ寒くて寒くてというような話があって、なぜ暖房を入れないかというと、上から何パーセント削減しろというような通達が来ていてどうしようもないというような話を少し聞いたんだけど、事実ですか。

こども課長 防寒着を着ている状況があるというのは、室内なのかどこなのか少しあれですけれども、私も保育園にはこの時期にも行くのですけれども、やはり正直申し上げて寒いので、頑張っているなというのが第一印象です。ですので、子供も当然いますので、健康には支障があってはなりませんので、そちらを優先しながらできる対応をしていくというところでございます。ただ、場合によってはかなり予算的には厳しい面もございますので、園内の配分を超えてなかなか園長としても執行できない部分もありますので、そういった状況を、また話を聞きながら、必要な予算を付けたいというふうに考えております。

永田公由委員 あまり厳しくやって風邪をひかれたり、具合が悪くなって休まれたほうがいけないので、その辺のところは柔軟に対応していただきたいと思います。

委員長 ほかにいかがですか。

1つ、済みません、32ページの児童手当扶助費の返還金の件なのですけれども、具体的に、例えばどういうようなケースがこういうものにあたって、返還ということになるのか、わかりましたらお願いしたいです。 福祉課長 担当の係長から詳しく御説明します。

生活福祉係長 こちらのほうは、児童扶養手当のほうは概算で既にこの直後に見込みで出して計算をしています。その時に一応少ない見込みでいくより、だいたいの見込みでいって負担が少ないようにはしていますが、必要最大限のところで入金できるようにということで。概算で請求していくものですからどうしても最後には返還、あるいは支給ということになりますので、この辺は見込みの関係でなんとも言えないということです。

委員長 わかりました。

ほかに委員の皆さん、御質問、御意見等はいかがでしょうか。よろしいですか。では、民生費に関してはよるしいですか。先へ行きたいと思います。

休憩を10分ほど取りたいと思います。11時5分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時03分 再開

委員長 それでは、5分まで休憩と申しましたが、おそろいになっているようですので、休憩を解いて再開をしていきたいと思います。

それでは、5款労働費についてふれあいプラザ運営費について説明をお願いいたします。

男女共同参画課長 人件費の関係ですか。

委員長 人件費だけなので。質問もあると思いますので、済みません、どうしますか。説明なしでいきなり 質問でよろしいですか。では中村委員。

中村努委員 職員の給与費が減額になっているのですが、共済の負担金だけ増額になっていることについて。 42ページです。

男女共同参画課長 この関係ですが、人件費の関係の確定と言いますか、職員の人件費になりますので、この辺については私もうまく説明できないので。後ほど調べてお知らせします。

委員長 では後ほど。ほかにこの関係はよろしいですか。

収入役 少しいいですか。共済費ですね、掛け率が変わったので、共済費だけは増額、あとは減額です。

委員長 それでは、ふれあいプラザ運営費についてはよろしいですね。先へ進みます。

1 0款教育費について審査をします。説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは5 1、5 2 ページをごらんいただきたいと思います。教育総務費で、事務局費でございますけれども、教育長給与費以下まなびサポートまでにつきましては、人件費に関係して4月の人事異動等に伴っての給与の確定部分。また先ほども御説明をさせていただきました共済費関係については掛け率の増額という部分についてのそれぞれ増額、または減額補正の部分でございますのでよろしくお願いします。

市制施行50周年記念事業についての78万7,000円の減額という、失礼しました、トータルで78万7,000円の減額でございまして、自動車等借上料につきましては154万3,000円の減額ということでございます。内容につきましては平成21年9月27日市制50周年に伴いまして、ふるさとのまつり、大

門の商店街3カ所においての金管バンド等の演奏会を行いました。また続いて28日、夢・しおじり・子ども メッセージ2009をレザンホールで行ったという部分でございまして、これにかかわる子供たちの移動のバ スの借り上げ、また前段の9月27日のふるさとの祭りに係る楽器の搬送等について、当初予算を盛らせてい ただいたところでございますけれども、154万3,000円の主な減額要因でございますけれども、楽器の 搬送について保護者、児童生徒の保護者が警備、また学校関係の方の警備と見るのも含めて、ボランティアで 参加させていただきたいということで、楽器については大型楽器以外のものは保護者が運ばせてもらうという ような部分で減額をさせていただいたという部分でございます。あわせて今回大変調整が難しい部分がござい まして、当初11時半からお昼にかけて行う、または午前中になんとか済ませて昼食を用意しないという未確 定要素、タイムスケジュールに未確定要素がございまして、今回については昼をかけてしまったというような 部分がございます。市民、または保護者の中からもお弁当くらい出ないのかと、大きな声ではなかったですけ れども、要請がされた部分もありますけれども、そうは言っても大変多くの600人からの子供たちのお弁当 と言っても食べる時間と2時、3時の時間等でもございました。今後ここに参加した記念の証として、備品と して音楽だとか授業に使えるクラブ活動でも使える指揮台、指揮者の台ですね、これが足りないというような 要望もございました。セレモニーや何かの時に使えないというような部分もございまして、これにかかわりま す備品購入費75万6,000円、16台分の補正増を今回お願いしたいというものでございますので、よろ しくお願いしたいと思います。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、54ページ上段の丸の上から2つ目、小学校管理諸経費223万1,000円の増額をお願いするものでございます。消耗品につきましては103万円余の増額補正をお願いするものでございまして、新型インフルエンザに伴って消毒液等が枯渇している、またアルコール類ですね、石けん類等について各学校分をここで補正をさせていただきまして、防御をできるだけしていきたいという部分でございますのでよろしくお願いします。また電力使用料につきましては120万円の増額をお願いしたいということでございまして、平成20年度決算数値につきましては3,106万円余でございまして、当初の電力使用料2,935万5,000円に対して120万円の増額をお願いするものでございます。また1つ飛びまして小学校施設太陽光発電設備設置事業ということでございます。8,400万円余の補正をお願いするものでございます。国の二次補正に伴いまして追加がございました。これに伴いまして3校分、塩尻西小学校、片丘小学校、桔梗小の3校に対しての設計監理の委託料68万5,000円、またそれぞれ太陽光パネルの設置工事含めて8,400万円の補正をお願いするものでございます。発電量につきましては20キロワットという部分でございまして、厳密には19.8キロワットというような部分になっております。通称20キロワットということで通っておりますけれども、これを2,800万円分3校ということでお願いするものでございます。

また教育振興扶助費についてでございます。当初就学援助費につきましては、当初予算では300人を見込んだ中で予算執行、また就学援助の申請を受け付けてきたところでございますけれども、9月末現在で315人の申し込みがあったということでございます。また年度末の見込みではおおむね335人くらい行くだろうということで現在見込んでおりまして、なおかつ、これにあわせて12月1日から母子加算に係る部分を元に戻したということで当初就学援助をするにあたって、母子加算が廃止されたところで8人の方が落ちたという

ことですね。これについて8人の方分を認定外だったものを認定内にするために85万3,000円の補正をお願いするものでございます。また特別支援教育就学奨励費についてでございますけれども、5万2,000円の増額をお願いするものでございます。当初40人見込みが9月末現在で44人ということでございまして、最終見込みにつきましては50人、トータル10人増くらいになるということで5万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

また54ページ下段、給食運営費事務諸経費の燃料費についてでございます。これについて当初予算1,4 58万7,000円の計上をさせていただいたところでございますけれども、トータル的に見てまいりますと 100万円の減額が、過去の平均的な数値を取ってまいりますと、新たな燃料を必要とする機会もないという ことも含めて100万円の減額をかけさせていただいたものでございますのでよろしくお願いします。

続いておめくりいただきまして55、56ページ、中学校費の関係でございます。中学校費につきましても2つ目の丸でございます。中学校の管理諸経費、小学校同様、消耗品につきましては消毒液のアルコールまた薬用石けん等の部分でそれぞれ51万4,000円の増額をお願いしたいということでございます。また上下水道使用料についてでございます。これについては125万円の増額をお願いしたいというものでございます。プールの関係の使用等々で数字が変動してきているという部分でございます。

また続きまして3つ目の丸でございます。中学校の太陽光の関係でございます。これにつきまして2,82 2万9,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましても国のニューデール政策に基づいて2分の1が国庫、また経済対策が、本年この残額の80%の経済対策がございますけれども、設計監理としまして22万9,000円、また太陽光発電の設置工事、パネルの設置でございますけれども20キロということで、西部中に対して行っていただいている部分でございます。6月補正では中学は丘中をお願いしたということでございますし、相前後して申し訳ございませんが、6月補正では小学校分では広丘小、吉田小をお願いしたというものです。

続きまして中段にあります、教育振興扶助費についてでございます。中学校分で300万円余の増額補正をお願いするものでございます。就学援助費につきまして当初予算で150人を見込んだところでございますが、9月末で183人ということになっております。今後の見込みではまだ当初予算に対して50人増の200人くらいになるという部分で再計算をさせていただきました。あわせて母子加算についても算入をさせていただきながら、300万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

また下段にございます給食運営費事業諸経費についてでございますけれども、100万円の増額をお願いしたい部分でございます。今後の使用見込み、前年度の過去の数字をとらえてまいりますと100万円くらい足りなくなるということでございますので、614万1,000円の当初予算に対して100万円増額の714万1,000円ということにさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

ページをおめくりいただきまして、57、58ページでございます。丘中の中学校の耐震改修事業ということでございます。設計監理委託料について28万1,000円の増額をお願いしたい部分でございますし、耐震補強につきまして2,000万円の増額ということでございます。これは本来前倒し事業になっております実施設計が終了した後に事業を行っていくと。予算計上をしていって、来年度行う予定で実施設計ということでございます。今回の経済対策含めて前倒しになったために実施設計を行って、壁の裏また天井裏等を、また

給水管等、水道の配管等をチェックする中で、大変老朽化が進んでいるという部分で設計を見直した中で2,000万円の増額になってしまったということでございまして、丘中学校の南校舎を改修するということでございますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

こども課長 その下、第4項幼稚園費をお願いいたします。説明欄にございますが私立幼稚園就園奨励費補助金でございます。国の補助基準額の改定に伴いまして、200万円の追加補正をお願いするものでございますのでよろしくお願いします。

社会教育課長 それでは次の社会教育費です。社会教育費5項、それから次の61ページにあります6項の保健体育費、全て人件費に係る補正予算でございますのでよろしくお願いします。

委員長 それでは説明を受けましたので、委員の皆さん御質問をお願いいたします。

金子勝寿委員 54ページと56ページ、太陽光発電設置事業で、計画というか設置状況等含めて。あともう1点教育現場でどういうふうに教材で活用しているか、その点3点ぐらいお願いします。

教育総務課長 まず、場所によっては校舎の屋上、屋根の上ですね、吉田小については子供たちがパネルに目が届くように南校舎の1階の屋上に、今さまざまな場所に設置をしております。発電の数値的なもの、曇っているときにはどういう発電ができているとか、こういう部分については発電量についての基礎的学習等ができるような形で考えておりますし、今後につきましては、できるだけグリーンエネルギーだとかいう部分の物等も買えるような形、またはそれを売電をして売るような形も今後考えていけたらということで今、検討しております。今後の設置の予定という部分、地域的な土地柄気象条件にもございますけれども、国の有利な補助金または交付等があれば、できる限り今後も継続して設置していければと思っております。同時に新年度予算で今後要求していくというような部分もございますけれども、残ったところをできるだけやっていければ、計画的に進めていければと思っておるところでございます。

金子勝寿委員 教材としてはというところはもお話しいただければ、学校でどのような形で活用しているか。 委員長 活用について、もう少し、教材として。

教育総務課長 教材としての活用という部分になりますと、まず理科的な部分での活用。高学年、特に中学生になれば、どういう形で光が電気に変わるのだとか、そういうパネルの構造等の当然勉強もできてきますし、それと同時にCO2を出さない、地球環境にやさしいというような部分の、自分たちが今電気を使っている部分だとか、そういう部分で総合的に環境教育というので活用できるというようなことを考えております。

金子勝寿委員はい、結構です。

永田公由委員 今のに関連して、これはそれぞれ各校ごとに入札はかけるわけですか。

教育総務課長 はい、できるだけ多くの業者さんに参加いただける形で現在進めておりますので、よろしくお願いします。

永田公由委員 市内にはこの太陽光発電の設置工事をできる業者というのはあるのですか。

教育総務課長 直接的にはこれは製品として発注して買ってくると、パネルをですね。国内メーカーで4社 くらいございまして、この中で効率の一番良い部分、具体的には県内では東芝だとか、三菱電気だとか、シャ ープだとかいくつものメーカーがございます。その中のできるだけ効率のいい部分を設置していくということ で、市内の業者については電器店というような部分で進めております。工事については購入でございますので 電気また建設工事等の資格者のある入札申請を行っている業者さんを選定していくというようなことになります。

永田公由委員 それでは一般競争ですか、指名ですか。

教育総務課長 今後、審査会において協議をして最終決定をしていくことになります。

永田公由委員 わかりました。不景気で市内にも仕事がなくて困っている業者がいっぱいいるようだけど、できるだけ市内業者でお願いしたいと思います。

中村努委員 関連して。まだ実際に、予算は上がったけれども、設置をされたところはないと思いますけれども、今説明があった6月のものと、今日上がったものと、工期などの一覧をぜひいただきたいと思います。

教育総務課長 それでは早急に用意させていただきまして提出したいと思います。なお、少しお願いがございますけれども、お願いと申しますのは今回インフルエンザ等で授業がだいぶ欠けた部分がございます。工事の今後は詳細を検討してみないと、今何とも校長さんとも打ち合わせしていないのですけれども、春休みにこの太陽光の工事をやっていきたいと、子供の授業に差し支えて太陽光の設置ができない、またはできる場合もあるかと思いますけれど、可能性的にほとんどやれるという今考えでおるのですけれども、一部については繰越明許もお願いしなくてはならない状況も出るかもしれない。かもしれないというこんな失礼なお話はないのですけれども、このような状況もとりあえず御報告をさせていただきます。

中村努委員 先ほど課長のほうから残りの学校もぜひ進めていきたいということがありましたけれども、未定なわけなのですが、これは教育長さん、設置してある学校、していない学校が出るということについてどういうふうにお考えなのでしょうか。

教育長 学校の状況ですとか、こちらの順序性みたいなものでやっておりますので、特に御理解いただけるというふうに思っておりますし、また順次、状況によってやれるところはやっていくという考えもありますので、一緒に行って説明したりしていければと思っております。

中村努委員 先ほども金子委員の教育効果というお話もあったのですが、基本的に予算があれば付けるし、 なくても支障はないという解釈ですか。

教育長 一番の主たる目的は教材として使うという目的ではないので、これからの必要性とか先ほどの売電というか売るというような、そういうことも考えながらやっていることだと思いますので、現在のところ、なくてはならないというものではないと言うか、その開発状況によっても変わってくるかと思いますし、予算も当然かかってきますのでそういう様子も見ながら進めて行きたいと、そういうふうに考えています。

中村努委員 実際付いてみないと、保護者の皆さんや子供たちのそういう声というのはなかなか表に出てこないのですが、よその学校には付いていてうちの学校にはないじゃないかというような声が上がるかどうかわかりませんけれども、ぜひそのような声が上がったらそのような対応をぜひお願いしたいと思います。要望です。

こども教育部長 この整備につきましては、学校の耐震改修ですとかリニューアルをやっているものですから、基本的にはそれとあわせてという元々の計画になっています。今年は平成22年度分についてはこの国の緊急経済対策とかがあったものですから、前倒しでやっていますけれどもその他のものについては手戻りにならないように、外構改修をやる時とあわせてやるということで計画をして、これは一応学校等については御理

解をいただいているという状況ですので、申し添えます。

委員長 よろしいですか。ほかに。

永田公由委員 52ページの市制50周年の関係で、備品購入費というのは指揮台を16台分ということですけれども、これは市内全部の小中学校ということですか。

教育総務課長 指揮台につきましては、数えていきますと1校多いではないかというようなお話になるかと思いますけれども、今回両小野小学校の辰野町の生徒、塩尻市の生徒、学校の中で同じクラブの中の子供、おまえたちは行け、こちらは行かないでいいというわけにいきません。そういう中で全員の皆さんに参加いただいたという部分がございますので、今回両小野小学校も含めて16校ということでお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

永田公由委員 続けていいですか。古文書室の運営諸経費で、60ページですけれど、これは嘱託員報酬、 当初予算から全く職員がいなくなっているということは、今までいた岩垂先生がお辞めになって、その後補充 をしないということですか。

社会教育課長 岩垂先生がお辞めになったかわりに臨時の職員で対応させていただいたということです。ですから、岩垂先生が出なくなって、4月以降あそこの開館日は火水金の週3日ということになっておりまして、その3日間は必ず一日も空けることなく入っております。

永田公由委員 これからもその方向でいくということですか。

社会教育課長 私どもはやはり嘱託職員として身分がしっかりした方に受けていただきたいということで、 新年度では同じように嘱託の報酬で要求はしております。

委員長 ほか、いかがですか。

太田茂実委員 補正予算に直接関係ないのですけれども、今、太陽光発電の話が出ていましたけれど、私がいつも思っているのは、校庭の雨水の利用というのを考える必要があるのではないかと。例えば校庭などは芝生の問題もあるけれど、校庭に散水をしなくてはいけないというケースがかなりその年の気象によっては出てくるのですよね。社会体育で野球をやる、ソフトボールをやる、子供たちはもちろん体育に使う。そうすると、散水をしたくても水を無駄にできない。そうすると、体育館はおそらく4,000平方メートルくらいの例えば屋根があるね、ここに降った雨を全部流しているわけです。全校舎の屋根というわけにいかないけれども、せめて体育館の屋根に降った雨は水槽に貯留しておいて、これを水中ポンプで使って散水をするということは、私は可能だと思う。そうしないとほこりが立つと、これはそこで使っている人はいいかもしれないけれど、周囲に対して、住宅に対して人に迷惑がかかる。迷惑というか砂塵を受けなくてはいけないというようなことで、かなり前から少し考えているのですけれども、そういうことが考えられるのかどうなのか。逆に今度は雨がものすごく降れば、校庭が3分の1くらいは水が引けていかないのだよね、そういうケースがある。言えば吉田小学校です。そういったものを解決するには、水をただ降ったのをそのまま流すのではなくて、貯留ができてそれを乾燥期には散水ができる方法が考えられないかどうか。もしお考えがあったらお願いします。

教育総務課長 まず2、3年前の状況としまして、西小学校の児童館の裏に西小学校で学校の菜園を作って ございます。学校の要望で水道を児童館からもらうのも学校から運んで行くのも大変だから何とかできないか ということで、先ほど少し話題になりました集中管理の直営で下にタンクをあるところで入れてもらいまして、 それで昔の敷居がございますね、これを安く学校で買ってきまして、これで100%は賄っていないのですけれども、児童館の雨水をそこにためて、それで野菜の散水に現在使っている事例がございます。あと今後、設計が今終わったところでございますけれども、広丘小学校の屋内運動場の体育館、これについては雨水、またプールの水が利用できるような形、トイレの水流しにですね、というような形の部分を今回設計させていただきました。

委員のお尋ねのグランドの部分で吸水がどうかというような部分でございますけれども、一番心配するのは今後研究していかなくてはいけないわけですけれども、どうやって水をこすか。泥としてたまってしまうと思うのですね、この部分をどうやって表流をきれいな水として溜めるかという部分が課題になるかと思いますけれども、規模もだいぶ大きなものになってまいるかと思いますし、今後少し全国の事例等も検討しながら、より有効に自然エネルギーまたは水を活用できるような方法を検討していければと思っております。といについてはわりあい、屋根についている砂くらいのものですから、そんなに詰まるようなことはないかと思うのですけれども、校庭の中に大きな水溜めを作ってということで直接入れるというのは難しいような気もしますし、どうやって水をこして溜めてポンプで散水用に使うかという部分を少し検討してみたいと思いますのでよるしくお願いします。

太田茂実委員 それはそれで検討していただきたいと思うが、逆に言えば、今度は校庭が3分の1くらい、 大雨の時にはほとんど水浸しになってしまう。それが引けていかない。なぜ引けていかないかというと、地下 浸透層を作ってあるのです、校庭の排水だけで。これが詰まってしまうわけですね。これがずっと開校以来。 4、5年で詰まってしまって、そのまま。ちょこちょこ直してはいただいているようですけれども、雨が降っ た翌日は3分の1くらいは水浸し。要するに排水が悪いということです。この点を、これは雨水利用の問題で はなくて逆にいかにしたら配水がうまくできるか、これをぜひ地域の皆さんも困っていますので、ぜひひとつ お願いしたいと思います。

教育総務課長 実は私どもも水の部分について、グラウンドの排水が悪いといつも各学校から聞いている部分もございますので、実際については私も現場をまだ見てございません。今度雨が降った時にでも見させていただきながら、抜本的対策ができるのかどうかということをまた検討させていただけたらと思いますので、よるしくお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、福祉教育委員会にかかわる歳出の補正について、原案のとおり認めていくこと に御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 歳出 2 款総務費中 1 項総務管理費 1 6 目市民交流センター費、3 款民生費(1 項社会福祉費9目国民健康保険総務費及び4 項国民年金事務費を除く)、5 款労働費1 項労働諸費4 目ふれあいプラザ運営費、10 款教育費について、原案のとおり認めることに決しました。

議案第15号 平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

委員長 続いて議案第15号を議題といたします。平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について説明をお願いたします。

長寿課長 それでは別冊の議案第15号平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。まず、第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ546万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,733万2,000円とするものでございます。第2条の債務負担行為の補正については後ほど申し上げます。

それでは歳出から申し上げます。 12、13ページをお願いいたします。まず1款総務費2項介護認定審査会費の嘱託員報酬でございますが、社会保険料につきましては社会保険料率の改定に伴うもの、それから認定調査員報酬でございますけれども、本年4月からの介護認定調査の内容の改正によりまして認定調査事務、事務量が増加していることに伴う超過勤務手当の対応する補正でございます。

3款地域支援事業費、5款介護サービス事業費の説明欄、包括的支援事業及び介護予防支援事業につきましては、4月の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

ただいまの歳出に対します歳入でございますが、8、9ページをお願いいたします。1款保険料から5款県 支出金及び6款繰入金の地域支援包括的支援繰入金につきましては、先ほどの歳出の地域支援事業の人件費の 補正に伴うそれぞれの法定の負担割合によるものでございます。また下から2番目の黒ポツ職員給与費繰入金 は歳出の総務費の補正の歳出に伴うものでございます。

次に10、11ページをお願いいたします。9款サービス収入の介護予防サービス計画収入の補正は、歳出の介護サービス事業費の補正に伴うものでございます。

次に4ページをお願いいたします。債務負担行為の補正でございます。第2表債務負担行為補正の内容でございますが、北部地域包括支援センター運営業務委託につきまして、1,208万6,000円を限度額とし、期間を平成22年度とするものでございます。こちらにつきましては第4期介護保険事業計画におきまして、北部地域包括支援センターが平成22年度に民間委託により設置されることになっておりますが、来年の4月開設に向けた準備を行っていくため、債務負担行為の補正を行うものでございます。これの委託法人につきましては、本年8月に公募によるプロポーザル審査を行い、社会福祉法人恵和会が適当とされ、地域包括支援センター運営協議会の承認をいただいており、来年1月に契約を締結し、4月の開設に向けた準備を行っていただく予定でいるというものでございます。私どものほうからの説明は以上でございます。

委員長 それでは委員の皆さんから御質問ありますか。

永田公由委員 13ページ、2点お願いします。認定調査員というのは何人くらい、市内ですよね、これ、いるわけですか。それと介護支援専門員というのはどういった内容の仕事をされているのですか。その2点を。

長寿課長 認定調査員でございますが、今現在は嘱託職員が6人、それから臨時職員が1人で、介護認定の調査を行っております。内容といたしましては、介護保険のサービスを御利用いただくにあたりましては、介護予防につきましては要支援の1、2から要介護1から5まで、あるいは認定によっては自立という判定をされる方もいらっしゃるわけですけれども、まずそのスタートのところで介護認定の調査を行うわけでございます。これにつきましては実際にご自宅までお伺いし、認定調査員が御本人と面接をしながら調査を行い、それについて松本広域連合の認定調査会で最終的には認定結果を出すということでございます。

それから介護予防専門員でございますが、こちらにつきましては地域包括支援センターがございます。地域包括支援センターにおきましては、先ほどの認定でいきますと要支援 1、要支援 2 の軽度の方で介護予防事業が適当とされた方につきましては、介護予防計画を御本人の状況を見ながらプランを立てる。そして、それに従ってサービスを受けていただくということで、介護支援専門員の方にそういった仕事をやっていただいているという内容でございます。

永田公由委員 人数は。

長寿課長 介護支援専門員は今2人でございます。

永田公由委員 ケアマネージャーとかいるじゃないですか、民間というか。そういう人達とのすみわけとい うのはどういうふうになっていますか。

長寿課長 介護支援専門員というのは資格から言いますと、いわゆるケアマネージャーの持っている資格と同一の資格を持っております。ただ平成18年に介護予防事業が国の方から、国と言いますか介護保険事業の改正に伴い取り入れられた時には、要支援1、2の介護予防計画につきましては、原則としてそれは市の直営でやりなさいということでそれを受け持っていると。要介護1から要介護5の方につきましては、従来どおり民間のケアマネージャーさんが受け持つとういことになっています。ただどうしてもいろいろな過去に御家族がある特定の事業所でケアマネージャーさんにかかっていらっしゃったとか、あるいはその人が要介護1と要支援2の介護予防と要介護との間の事業を認定によって行ったり来たりといいますか、きわどいところにいる方につきましては、御希望によって民間のケアマネージャーの方にやっていただくこともある。基本的には要支援1、2の方は市の方でやるということです。

委員長 ほかにいかがですか。

中村努委員 済みません、今さらの質問で申し訳ないですけれど、4ページの北部地域包括支援センター、 これはどこに当たるのか、業務内容は今説明があった内容と同じなのか、その辺を。

長寿課長 北部地域包括支援センターにつきましては、市内を北部の支援ということでそちらの方を、その地域包括支援センター業務を担当していただくということでございますけれども、場所につきましては公募によりましたところ、具体的には広丘駅から東のほうに正面に道が出ておりまして、こまくさ野村という複合施設がございますが、その施設をさらにもう少し東に行きますとセブンイレブンがございますが、セブンイレブンの向い側に2階建ての事務所がございます。その1階部分、そこを借りて事業を行う予定で、予定をしているところでございます。具体的な仕事につきましては、基本的には今こちらで市で直営でやっている地域包括支援センター業務と変わらないところですけれども、介護予防事業の委託、あるいは、介護予防事業の委託自体は市の直営でやってまいります。それからどういった方が、今度介護認定等にはあたらないけれども、その手前に当たる方についての審査につきましては市で従来どおりやっていく。そうすると何を委託するかといいますと、介護予防のケアマネージメント業務と総合相談支援業務あるいは権利擁護業務などを委託していくということになります。

中村努委員 今3階建てのビルに、2階建てですか、土地とか建物とかはどういうふうになっていますか。 長寿課長 土地建物につきましては、そちらの地主さんと賃貸借契約によって、社会福祉法人と契約を結ん でいただいて事業を行うという予定でおります。 **中村努委員** では既存の建物を利用して、そこに恵和会が入って業務を行うという解釈ですか。

長寿課長 そういう、その建物を利用してそちらを賃貸借していただいて業務を行うという内容でございます。

中村努委員 わかりました。

金子勝寿委員 今のに関連してなのですけれども、期間22年度という区切りなのですが、これは単年度ですか。その辺はどういう予定なのですか。5年とか3年とか協定とかを結んだ時に、どういうイメージの契約か、もしくは付款になっているのか。

長寿課長 協定を結ぶ段階では3年ということで協定は結びます。第2年目以降は当初予算の対応になっておりますが、今回こちらの募集をするに当たりまして、実は6法人に募集を指定したところでございますけれども、なかなか金額の点で低いという評価もございまして、実際に5法人が辞退され1法人の御応募で適当と認めたものであります。2年目以降は初年度の決算見込み等を見込みながら、額は次年度予算で対応していきたいということで1年間の委託を見込んでおります。

大変失礼しました。今ここで債務負担で起こそうとするのは、この後に4月開設に向けた準備を行っていた だく契約を行うために実際の債務負担行為を行うものでありまして、その後は各年度ごとの予算で対応してい く、そういうぐあいになります。

金子勝寿委員 債務負担でなくて、素人の考えでいけば予算を補正とかしてもいいのではないかと思うのですが、それを債務負担行為に変えるところの具体的な説明、いわゆる財政を確保するのをなぜ債務負担行為にするのかという理由付けを。

長寿課長 ここで債務負担行為をいたしますのは、実際には本年度中は予算執行はしない予定、しないわけなのです。ただ準備行為をやっていただくにあたりまして、市との契約が結ばれていないと準備行為に入っていけない。市の方でもそれに対して翌年度の予算の裏付けがあって初めて、法人のほうとしても安心をしてその準備行為に入っていただくということで、ここで債務負担行為をお願いするものでございます。

先ほど少し申し上げたつもりでおりまして、1月に契約を締結をして4月開設に向けて準備を行っていただくということによる債務負担行為でございます。

金子勝寿委員 わかりました。

太田茂実委員 10ページに介護予防給付収入の減額補正になっているわけですけれども、これは介護予防 を防ぐための事業であるわけですが、減ったということはそれだけ予防に参画する人が少なくなったと、こう いうことでいいわけですか。

長寿課長 介護予防計画につきまして、現状で少し減っているということでございます。

太田茂実委員 予防事業をすることによって介護を受ける人が少なくなる、こういうことだよね、予防事業 というのは。だけどこれは無料では受けられないわけだ。でしょう。そうすると、その収入が減ったというこ とはそれだけ予定された人が予防事業に参画しなかったから減額するということでいいのですか。

長寿課長 済みません、正確でなくて。歳出の予防事業自体ということでなくて、歳出の介護サービス事業 費の、13ページの介護予防支援事業事務費が減額されることに伴う、歳入面の同額とするための補正でござ いまして、直ちに介護予防事業が減ったということではございません。 **委員長** 太田委員、よろしいですか。

太田茂実委員はい、いいです。

中村努委員 これに該当するのは要支援 1、2の方だということですが、認定の見直しで要支援 1、2から落ちてしまった人がいて減ったという意味ではないのですか。

長寿課長 そういうわけではございませんで、認定見直しにつきましては御本人の御希望を取りながら、それに基づいた認定がされましたので、それによって落ちたという方はほとんどいなかったというふうに考えております。ただ新規で自立になったという方が1 1人ほどいらっしゃいまして、その方には勧奨による再申請をお願いをしてのせていただいているということでございます。

委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、議案第15号について原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算第2号については、原案のとおり認めるべきものと決しました。以上をもちまして、福祉教育委員会に付託されました案件についての審査を終了したいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

閉会中の継続審査の申し出

福祉事業部長 市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。議会閉会中につきましても、福祉、教育、生涯学習及び市民交流センター行政に関する事項について、継続して審査をしていただきますようにお願いいたします。

委員長 御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それではそのようにお願いいたします。

理事者あいさつ

委員長 最後に理事者からごあいさつがあればお願いします。

収入役 慎重審査をいただきまして、議案のとおりお認めいただきましてありがとうございました。本会議、そして福祉教育委員会でいろいろ御要望が出ました。まさにこれから新年度予算の編成でありますが、本会議で申し上げましたように実財源が非常に落ち込む、あるいは政権交代によって国の動向がよくわからないというような状況の中での新年度予算の編成になります。本当に厳しい状況でありますが、特に福祉教育は小口市政の大きな柱でありますので、要望をなるべく取り込めるような体制で進みたいと思います。以上申し上げまして、御礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

委員長 以上をもちまして福祉教育委員会12月定例会におきます審査をすべて終了いたします。大変御苦労さまでした。

平成21年12月15日(火)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 鈴木 明子 印